

アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
上士幌町アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道上士幌町
- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

上士幌町には「上士幌アイヌ協会」および上士幌アイヌ協会をサポートするために和人のみで組織された「アイヌ文化伝承保存会」が存在しており、これまで「マレック漁体験」や「オツパイ山大祭」を開催するなど、上士幌におけるアイヌ文化の伝承保存及び普及啓発に取り組んでいる。

上士幌町では、帯広市及び十勝管内のアイヌ関係団体等と連携しながら平成 27 年度より十勝圏イオル推進協議会を構成し、アイヌの生活空間の再生を目的に拠点施設の一つとなるイオルの森の整備を行ってきており、今後もイオルの森の適切な維持管理を行うとともにアイヌ文化を学ぶための場として活用を推進する必要がある。

アイヌ関連団体や町の施策の展開により、町民の関心は高まりつつあるものの、アイヌ文化に関する理解は十分に浸透しているとは言えず、伝統や文化を受け継いできた人の高齢化が進む中、アイヌ文化を正しく後世に伝えていくことが求められている。

このため、町民のアイヌ文化についての理解を深めるためのアイヌ文化に触れられる機会の増加やアイヌの人々によるアイヌ文化の保存伝承活動を促進する取り組みなどが必要である。

※アイヌ関連団体

※上士幌アイヌ協会(設立:昭和 55 年8月)

※上士幌町アイヌ文化伝承保存会(設立:昭和 59 年 11 月)

※アイヌ文化等関連施設

・イオルの森

所在:北海道河東郡上士幌町上士幌字上音更262

現況:平成 27 年 12 月設置。アイヌの生活空間として整備を行っている他、アイヌ文化の伝承保存及び学習の場としての利用などを行っている。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌ文化等の次世代への承継を確実なものとするとともに、地域に存するアイヌ文化等を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目指す。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業
KPI	イオルの森を利用した事業等における利用者数
令和2年度 (基準年度)	50人／年間
令和3年度	50人／年間
令和4年度 (中間目標)	50人／年間
令和5年度	50人／年間
令和6年度 (最終目標)	50人／年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援事業・・・十勝に伝わるアイヌ文化の伝承保存、発展のため、帯広市と協力し、地域住民にアイヌ古式舞踊を披露する普及啓発事業や、アイヌ伝統的生活空間の環境整備、地域住民を対象としたアイヌ料理等のアイヌ文化を体験する体験交流事業を実施する。

当町は上記事業のうちアイヌ伝統的生活空間の環境整備を担当し、イオルの森散策路の草刈りを実施する。

5 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1)文化振興事業

事業内容:4-1と同じ

事業期間:令和2年度～令和6年度

事業費:4,100千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1)「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性(第1号基準)

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載(第2号基準)

■4-1に記載する事業は、伝統的なアイヌ文化を次世代へ確実に継承することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、

共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者(以下「反社会的勢力等」という。)の関与の可能性(第2号基準)

4の事業については、上士幌町が直接又は委託により実施するものがあるが、上士幌町暴力団排除条例に基づき暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることから反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること(第3号基準)

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である上士幌町生涯学習課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である上士幌町生涯学習課で特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、アイヌの人々をはじめ地域住民から意見を聞いているが、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIであるイオールの森を利用した事業等における利用者数の実績値を分析し、公表する。また上士幌町の文化財保護審議会等により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期: 計画期間における毎年度3月末時点

内容: 数値目標の達成状況について、毎年度9月に上士幌町の文化財保護審議会等による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、町公式ウェブサイトにて公表。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

該当なし

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

該当なし